

群馬労働局登録第109号  
一般社団法人 太田労働基準協会  
館林労働基準協会  
大泉労働基準協会

### 玉掛け技能講習会実施について

労働安全衛生法第61条の規定により、吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛の業務は玉掛け技能講習修了者でなければできません。このため、当協会では多くの方に資格を取得していただき安全な作業ができるよう、下記により技能講習を開催しますので、この機会に漏れなく資格を取得されますようご案内いたします。

#### 記

#### 1. 開催日時

学 科	10月13日(土)	午前9:00~17:00
	10月14日(日)	
実 技	10月21日・10月28日(日)	午前8:00~17:00(どちらか1日受講)

#### 2. 会場

学科1日目(13日)	太田市飯塚町87-1
学科2日目(14日)	一般社団法人太田労働基準協会事務所 2階 講習室
実技(10/21・10/28日)	(株)SUBARU群馬製作所本工場プレス職場

**3. 申込方法** 右面の申込書に必要事項を記入し、押印のうえ、受講料を添えて当協会へ提出して下さい。提出方法は、①申込書と受講料を協会窓口へ持参する。②申込書と受講料を現金書留で郵送する。③申込書を郵送で提出し、受講料は下記の指定口座に振込む(振込手数料は申込者負担)のいずれかになります。②と③の場合は、申込書を郵送する際に、82円切手を貼った返信用封筒(受講券等の送付用)を同封して下さい。いずれの場合も、講習日1週間前までに、申込書の提出と受講料の支払いを済ませる必要があります。尚、講習日1週間前以降の受講取消しについては、受講料の払い戻しは致しませんので、ご了承ください。

#### 振込先

群馬銀行 太田支店 普通 2143059 一般社団法人 太田労働基準協会  
イッシャ) オオタロウドウキジュンキョウカイ

**4. 受講料** 会 員 18,600円 内 訳 18,600円(内消費税1,378円)  
テキスト代 無 料  
非会員 20,245円 内 訳 18,600円(内消費税1,378円)  
テキスト代 1,645円(内消費税122円)

※ 会員とは群馬県内いずれかの労働基準協会へ加入している会員です。

**5. 申込先** 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL0276-46-5774・fax0276-46-1544  
館林労働基準協会 TEL0276-74-5121・fax0276-70-7622  
大泉労働基準協会 TEL0276-62-4334・fax0276-62-3619

**6. 定 員** 80名 (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、確実な員数を電話等で事前にご連絡ください) 定員に達し次第、締め切ります。

**7. 実技の服装** 作業服、ヘルメット、安全靴、笛(ホイッスル)、手袋、筆記用具、消しゴムを持参して下さい。

**8. 注意** 遅刻は認められませんので、ご注意下さい。 昼食は各自持参してください。

## 玉 掛 け 技 能 講 習 受 講 申 込 書

この欄に写真2枚を裏返しにしてセロテープで貼ること。  
サイズは24mm×30mmのもの  
上半身、カラー白黒いずれでも可  
仮止めしてください。裏面に本人の氏名を記入してください。

受 講 番 号			実施管理者承認欄
太 田	館 林	大 泉	

ふりがな 受講者氏名	印	生年月日	昭和	年	月	日
		平成				
現住所 〒		県	番地	性	男・女	
TEL:		別	女			
事業場所在地						
名 称						
代 表 者						
電 話 番 号						
		印				
		( ) 事務担当者名( )				

玉掛け技能講習を受講したいので受講料を添えて申し込みます。

\* 下記申込方法の該当項目の口内に、レ点を入れて提出して下さい。

- 会員、 県内の他協会(協会名: )、 非会員  
 協会へ支払い、 現金書留、 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会 長 殿  
館林労働基準協会 長 殿  
大泉労働基準協会 長 殿

※ 申込の際、ふりがな、押印の確認も忘れずをお願い致します。

キ  
リ  
リ